

令和2年度実績評価結果、令和3年度の取組及び令和4年度事業実施の方向性の対応関係

【PDCAサイクルのC】 令和2年度実績評価結果				【PDCAサイクルのA】		【PDCAサイクルのP】		
ア 項目				イ 達成度 ※1	ウ 今後の主な方向性	エ 令和3年度における取組 (令和3年12月末現在)	オ 令和4年度事業実施の方向性	
3 国 や 府 の 考 え 方 を 踏 ま え て	設 の 定 め た 目 標	<成果目標1> 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		B	引き続き、施設整備補助事業の活用や利用実績、支援ニーズの把握に努め、支援がスムーズに行える障がい児支援の提供体制の整備を推進。	成果目標 (1)障がい児支援の提供体制の整備等	①吹田市障がい児支援事業者等連絡会における支援者向け研修の実施。 ②連携訪問の事業化に向けた検討。 ③吹田市域療育等関係機関連絡会における情報共有。障がい児通所支援セルフプラン利用者へのサポート。 ④吹田市域療育等関係機関連絡会における情報共有。療育システム推進協議会において切れ目のない支援体制の整備についての協議 ⑤「発達支援手帳すいすいのと」を就学前後に活用できるように改良した「すいすいシート」の作成・周知。吹田市域療育等関係機関連絡会における情報共有。 ⑥ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施。保護者向け講座の実施。	①吹田市障がい児支援事業者等連絡会の活動に参加し、吹田市域における療育水準の向上に努める。 ②保育所等訪問支援事業に加えて、連携訪問の事業を開始。 ③吹田市域療育等関係機関連絡会における情報共有を進める。親子教室の充実に向けた検討を進める。 ④吹田市域療育等関係機関連絡会における情報共有を進める。療育システム推進協議会での協議を進める。 ⑤「すいすいシート」を活用し、就学移行の引継ぎを促す。吹田市域療育等関係機関連絡会における情報共有を進める。療育システム推進協議会での協議を進める。 ⑥ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施を進める。保護者向け講座の実施を進める。
		<成果目標2> 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保						
		<成果目標3> 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置						
7 8 9 10	基 本 的 な 考 え 方 に お い て	支 援 体 制 の 整 備	<重点課題1> 療育を必要とする児童の早期発見に向けた取組の推進	A	引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に努めながら親子教室の運営等、早期発見による支援を推進。	2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	・吹田市域療育等関係機関連絡会専門部会において、医療的ケア児等コーディネーターの役割について協議。 ・わかたけ園での5歳児単独通園の実施。	吹田市域療育等関係機関連絡会専門部会において、医療的ケア児支援の協議を進める。
			<重点課題2> 乳幼児期から就学後まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	A	引き続き、教育委員会との支援の分担を明確にしつつ、さらなる連携を促進。 わが子の理解や対応を深めるペアレントプログラムやより専門的なペアレント・トレーニングを実施し、保護者支援の充実を推進。			
			<重点課題3> 医療的ケアが必要な児童の地域生活支援	B	コーディネーターの配置を周知し、具体的な支援を実施。また、吹田市域療育等関係機関連絡会において協議の場を設け、災害時の対応について課題の検討を進め、通所支援、訪問型支援の充実等、地域支援を促進。			
			<重点課題4> 児童の発達支援や家族への支援を一体的に提供する相談支援体制の充実・強化	B	吹田市障がい児等療育支援事業を実施すると共に、市障がい児者計画相談支援事業者連絡会と連携し、コーディネーター機能強化を促。また、市療育支援システムにおいて、相談支援専門員の役割を位置づけ、官民共同による障がい児支援を推進。			
						(2)相談支援体制の充実・強化等【障がい福祉計画再掲】	ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施。	・ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施を進める。 ・ペアレントメンター養成事業及びピアサポート推進事業のあり方について検討する。
						(3)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【障がい福祉計画再掲】	福祉指導監査室との連携や、月次での審査支払業務にて情報周知を行う。	引き続き実施予定
<障がい児支援の利用見込みとその確保策>						1)障がい児通所支援等	・障がい児等療育支援事業における機関支援、事業者向けの研修や実習の機会を提供。 ・吹田市ホームページにおいて市内の障がい児通所支援事業者情報を掲載。	・障がい児等療育支援事業における機関支援の更なる周知と事業者連絡会と連携し、研修の充実を図る。
						2)地域生活支援事業【障がい福祉計画再掲】	障がい児等療育支援事業における機関支援、事業者向けの研修や実習の機会を提供。	引き続き実施予定
						3)子ども・子育て支援等	①幼保連携型認定こども園の1号認定児童に対し、要配慮保育の実施を開始。 ②1号認定児童の要配慮保育実施児童に関する私立の幼保連携型認定こども園に対し助成金の交付を開始。 ③巡回相談での保育支援・保護者支援の実施。 ④公立幼稚園等の1号認定児童に対し、保育幼稚園室の専門職員が巡回相談を開始。 ⑤指導員が児童への充実した保育を行えるように巡回相談を実施。また、一定の要件を満たす配慮を要する児童については、モデル事業として5、6年生の受入れを行った。	①支援が必要な児童の増加に対応出来るよう、支援のあり方を検討。 ②引き続き、保育支援・保護者支援を行う。 ③発達支援保育・要配慮保育実施児童のうち、公立施設の利用児童に対し、巡回相談における発達検査方法を変更し、対人面や行動面に課題がある子供への対応を強化。 ④引き続き、計画に掲げている巡回相談及び5、6年生の受入れを行い、障がいのある児童への切れ目のない支援を提供する体制整備を図る。

※1 Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Act(改善)の事業実施に係る一連のサイクルのこと。  
※3 令和3年度からの新たな取組を中心に記載。

※2 達成度を3段階で設定している。 → 「A」目標を達成した「B」目標の達成に向けて進展があった「C」目標の達成に向けて進展が見られなかった  
※4 実施については、令和4年2月定例会における予算成立をもって決定する。